

## 第5回 通学安全検討部会

### ○開会

#### 1 第4回の内容について

#### 2 協議

テーマ「通学方法に関する基本的な方向性について」

#### 3 まとめ

#### 4 今後の予定

### ○閉会

## 第4回 通学安全検討部会の主な意見と確認事項

### <主な意見>

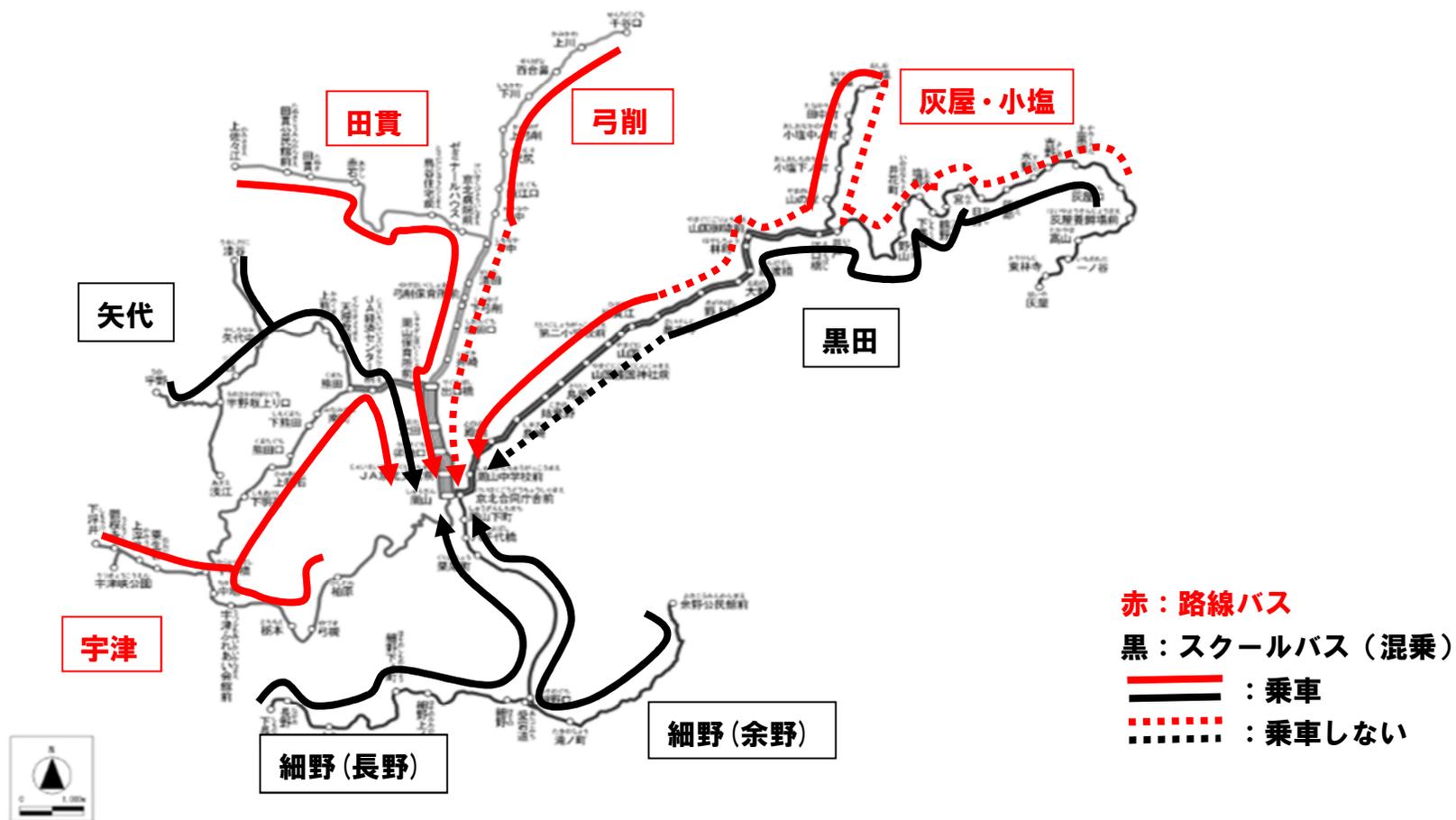
1	子どもにとってはよい案だと思うが、一方で路線バスの減便にならないよう、地域の交通体系からの視点も必要。
2	下校時は、登校時と同じ通学方法となるのか。
3	気象警報が発令された場合や土曜日の部活時のバスの運行はどうなるのか。
4	登下校時に子どもが一度に集まるが、乗降場所等、安全面で問題はないか。
5	スクールバスに乗車する子どもも路線バスに乗車できるよう定期券の扱い等は整理する必要がある。
6	自転車通学とする地区や学年をどのように考えているのか。
7	下地区について、殿橋まで歩いてバス通学するのか、学校まで徒歩通学するのか。
8	黒田線をスクールバスとすることで、現行の小塩経由の路線バスと比較して、乗車時間はどれほど短縮され、何分ぐらいになるのか。
9	第3回のまとめのうち、「集団登校で最寄りのバス停まで歩き、バスで通学することが、子どもたちの安全を考えれば一番良い。」は、特定の地区を想定したものか。
10	弓削の子どもたちは、全員路線バスで通学することになるが、乗車バスによっては、着座ではなく立って通学することもあるのか。

### <確認事項>

- 通学バスの運行方法については、路線バスとスクールバスを相互に有効利用する案が最も妥当であると考えられる。
- 本日出された意見等は、事務局で整理し、次回の検討部会で通学方法に関する基本的な方向性を確認する。

## 通学バスの運行方法について

第一小	○宇津線：下校時も路線バスに変更	○矢代線：スクールバス（混乗）に一本化	○細野線：現状どおり
第二小	○灰屋・小塩線：路線バス（小塩地区及び比賀江以降が乗車）		
第三小	○黒田線：スクールバス（混乗）（黒田地区から最玄寺まで乗車，比賀江以降は通過）※小塩地区は回らない		
周山中	○弓削線：路線バス（上中以北が乗車）		
	○田貫線：路線バス（田貫地区と下中以南が乗車）		
周山中	○黒田地区から最玄寺までスクールバス（混乗）に乗車		○その他：現状どおり



## 通学バスの乗車見込人数・乗車時間について

校区	路線	運行形態	乗車対象地区	乗車定員		乗車見込人数			＜参考＞立つことが見込まれる小中学生		
				定員	座席数	総数	小学生	中学生	対象者	人数	乗車時間
一 小	宇津	路線	宇津・熊田	45	45	38	21	17			
	矢代	混乗	矢代・宇野	14	14	12	10	2			
	細野(余野)	混乗	余野	28	28	6	2	4			
	細野(長野)	混乗	長野	28	28	6	3	3			
二 小	灰屋・小塩	路線	小塩・比賀江以西 (自転車通学の中学生除く)	59	29	55	40	15	比賀江以西乗車の中学生	15	6分
	黒田	混乗	黒田～最玄寺(小塩は回らず)	25	25	18	12	6	殿橋乗車の小学生	11	1分
三 小	弓削	路線	弓削・上中以北	60	29	32	16	16	上中乗車の中学生	3	11分
	田貫	路線	田貫・下中以南	76	32	43	23	20	清田以南乗車の中学生	11	8分

※バスの乗車定員と乗車見込人数の関係から、バスの入れ替えも検討する。

※乗車時間は、当該区間の最長時間(ふるさとバスの時刻表による)。

## ＜通学方法が変わる場合の通学時間＞

地区	対象者	現 状		開校時の乗車時間		地区	対象者	現 状		開校時の乗車時間	
黒田	小学生	22分	バス	28分		下	小学生	50分	徒歩	1分	+バス停までの徒歩時間
	中学生	42分	バス			下川	小学生	45分	徒歩	14分	+バス停までの徒歩時間
小塩	小学生	16分	バス	22分		塩田	小学生	50分	徒歩	6分	+バス停までの徒歩時間
大野	小学生	50分	徒歩	9分	+バス停までの徒歩時間	田貫	小学生	23分	バス+徒歩	17分	
中江	小学生	17分	徒歩	6分	+バス停までの徒歩時間						

※黒田地区、小塩地区はバス乗車時間の比較。

※徒歩通学からバス通学に変わる地区は、乗車時間+バス停までの徒歩時間が通学時間となる。

## 通学方法に関する基本的な方向性について（案）

### 1 通学安全検討部会において確認してきた事項

- (1) 学校統合により遠距離となる児童について、教育活動に支障のないよう、公費負担により登下校に必要なバスを確保する。
- (2) バス通学において走行する経路は、冬季の積雪、バスの転回、通学所要時間などを考慮し、1年間を通じて子どもたちが安全かつ安定して通学できるよう、現在、ふるさとバスが走行している道路とする。
- (3) 通学方法は、京北第一小校区については概ね現在の方法を、京北第二小・京北第三小校区についてはバス通学を、それぞれ基本とする。
- (4) 通学バスの運行方法は、子どもたちの安全な通学手段の確保を大前提に、地域の効率的な公共交通体系という視点も踏まえ、スクールバスと路線バスを相互に有効利用することとする。

### 2 今後、検討協議して確認すべき事項とその方法

今後、新校の教育活動の検討との連携や、関係機関との協議、個別協議を具体的に進める必要があることから、以下の方法により検討協議・確認することとする。

	検討協議すべき内容	検討協議の方法	確認の方法
全体的な事項	①下校時、校外活動のバスの運行について ②緊急時の対応、通学バスの定期券について	新校の教育課程等を考える中で、教育委員会が関係機関と検討協議	検討協議した内容を必要に応じて検討協議会に報告し方針を確認する
個別の事項	①下地区・城山地区等の通学方法について ②自転車通学について（対象範囲や対象学年〈ステージ〉の検討）	各学校と教育委員会が該当地区の方や関係する検討部会員の方と検討協議	